

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第447号)

平成18年3月15日

横 情 審 答 申 第 447 号

平 成 18 年 3 月 15 日

横浜市会議長

伊 波 洋 之 助 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成17年11月21日市会議第10196号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

別添に示す文書の開示請求却下決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市会議長が、別添に示す文書の開示請求を却下とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、別添に示す文書（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市会議長（以下「議長」という。）が、平成17年9月13日付で行った却下決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 議長の却下理由説明要旨

議長が本件請求を却下とした理由は、次のように要約される。

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（平成12年3月横浜市条例第36号。以下「一部改正条例」という。）の施行日（平成12年7月1日）前に作成したものであることから、一部改正条例附則第2項の規定により、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）の規定が適用されないため、却下とした。

## 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取り消しを求める。
- (2) 本件処分は、平成17年8月30日の開示請求に基づくものであるが、却下の理由として、本件申立文書は、一部改正条例の施行日（平成12年7月1日）前に作成されたものであり、同条例附則第2項の規定により適用除外のためとされている。つまり一部改正条例の施行日である平成12年7月1日以前に作成された文書であるとの理由だけで却下された。
- (3) 開示を求めたのは、確かに平成12年7月1日以前に開催された市会全員協議会に係る文書である。しかし、情報公開条例には「地方公共団体の自主性及び自立性が高まる中で、市民が市の諸活動に関心を持ち、市民の市政への参加を促進することにより、日本国憲法の保障する地方自治を更に発展させることが求められている。また、市政の運営に当たっては、市民の知る権利を尊重し、市民の

市政への理解と信頼を増進させることが重要となる。そこで、横浜市は、市民が市政に関する情報を得られるようその保有する情報の公開を一層進めていくため、この条例を制定する。」と書かれ、第1条目的、第2条定義と続き第3条の実施機関の責務では「実施機関は、この条例の定めるところにより、当該実施機関の保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。」とも書かれている。

- (4) 市会全員協議会は、平成12年7月1日以降に開催されたものしか開示されない一方で本会議の内容は平成3年2月14日分から、インターネットで日本はおろか世界中の人々が許可なしに知ることができる。横浜市民でもある申立人は、開示窓口で請求書を書き、却下との事前連絡の時にも、再考してくれるよう何度もお願いして、それでも断られた。市民から選ばれた代表者が、市政について論じあう本会議と市会全員協議会に何の違いがあるのか。却下の理由は、上記の情報公開条例の理念とは異なるものである。
- (5) 却下の理由とされた一部改正条例施行前の文書であっても、「見せてはならない」と明確に規定されているわけではないはずである。市民が市の諸活動に関心を持ち、市民の市政への参加を促進するのであれば、その施策決定となる過程を率先して知らしめる義務もあるはずである。市政推進の基本理念として、市民ニーズや時代の変化にあわせた対応も必要ではないか。近隣自治体も精査し、どこよりも先進的との評価が得られるような判断を求める。
- (6) 本件処分は、一部改正条例の施行日以前の文書であるから開示できないというものである。他に理由はない。情報公開条例の前文及び総則第1条には、「市政への参加の促進」「市民の知る権利の尊重」「市民の市政への理解と信頼の増進させることが重要」「市政に関し市民に説明する責務を全う」「的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進」「横浜市は、市民が市政に関する情報を得られるようその保有する情報の公開を一層進めていくため、この条例を制定する。」など、率先して情報開示する姿勢が強調されている。
- (7) 本件申立文書の中には、現在も事業中である横浜環状道路の会議録なども含まれている。開示請求却下理由説明書に「市政に関する重要な事柄について議員全員が協議するため」と記載があるように、これまでの経過を理解するにおいて重要な文書である。これらを開示せずに、どうして上記理念が達成されるのだろうか。

- (8) 横浜市に隣接する逗子市において、逗子市情報公開条例施行前と思われる平成3年以降分の、全員協議会会議録がインターネットで公開されている。さらに前の全員協議会の会議録の取扱いを知るために、先月末、昭和60、61、62、63年の全員協議会の会議録の開示請求書を提出したところ、数日後に「開示請求でなくても、情報提供の形で明日にでもお見せできます。」と連絡が入った。翌日公開窓口に4年分の会議録や付属資料の一切が準備されていた。逗子市で即座に情報提供される文書が、政令指定都市横浜では開示請求却下されてしまう。このような事実は改められてしかるべきと考える。

## 5 審査会の判断

### (1) 市会全員協議会について

市会全員協議会は、議員全員で行うもので、市政に関する重要な事件や市会内部の事務処理について報告、協議するために開かれている。市会全員協議会の開催は、議長、副議長及び各会派の団長で構成される団長会議で決定される。近年では、平成13年に「ゆめはま 2010 プラン5か年計画（2002～2006）素案について」、平成14年に「中期政策プランの原案について」を横浜市長から説明するために開催されている。

### (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、昭和63年10月3日、平成4年9月28日、平成5年8月9日及び平成9年5月2日に開催された市会全員協議会に係る団長会議関係及び市会全員協議会関係の文書である。

### (3) 本件処分の妥当性について

ア 議長は、本件申立文書は一部改正条例の施行日前に作成したものであることから、一部改正条例附則第2項の規定により、情報公開条例が適用されないため、本件請求を却下したとしている。

イ 情報公開制度は情報公開条例に基づくものであり、開示請求権は情報公開条例の規定により認められているものである。議長は、平成12年2月に制定された情報公開条例では、第2条第1項に規定する実施機関とされていなかったが、一部改正条例により実施機関に加えられ、議長に対しても開示請求が行えることとなった。一方、この改正に伴う経過措置として規定された一部改正条例附則第2項において、「議長が保有する行政文書については、この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に作成し、

又は取得したものについて適用する。」と規定されているため、一部改正条例の施行日である平成12年7月1日前に作成し、又は取得された議長が保有する行政文書には情報公開条例の規定が適用されず、開示請求の対象とはならないこととされている。

ウ 本件申立文書は、昭和63年度から平成9年度までの間に作成し、又は取得された議長が保有する行政文書であると認められ、いずれも平成12年7月1日前に作成し、又は取得されたものであることから、情報公開条例の規定が適用されないため、開示請求の対象とはならない。

したがって、本件申立文書は、情報公開条例に基づく開示請求の対象となる行政文書ではなく、本件処分は妥当である。

なお、申立人は本件申立文書を情報提供により閲覧させるべきとの主張をしているが、情報の提供は、実施機関の裁量に委ねられており、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく処分その他公権力の行使には当たらないものである。

#### (4) 結 論

以上のとおり、議長が、本件申立文書の開示請求を却下とした決定は、妥当である。

別添

1 高速鉄道3号線計画の変更について（昭和63年10月3日開催）

(1) 団長会議関係

ア 団長会議開催通知（市会庶第156号 昭和63年9月13日）

イ 団長会議資料（昭和63年9月21日）

(2) 市会全員協議会関係

ア 市会全員協議会開催依頼（総総第117号 昭和63年9月21日）

イ 全員協議会招集通知（市会議第58号 昭和63年9月21日）

ウ 市会全員協議会関係資料（昭和63年10月3日）

エ 市会全員協議会記録（昭和63年10月3日）

2 横浜環状道路（北側区間）計画について（平成4年9月28日開催）

(1) 団長会議関係

ア 団長会議開催通知（市会庶第242号 平成4年9月7日）

イ 団長会議資料（平成4年9月10日）

ウ 団長会議開催通知（市会庶第256号 平成4年9月17日）

エ 団長会議資料（平成4年9月24日）

(2) 市会全員協議会関係

ア 市会全員協議会開催依頼（総総第167号 平成4年9月10日）

イ 全員協議会招集通知（市会議第93号 平成4年9月21日）

ウ 市会全員協議会関係資料（平成4年9月28日）

エ 市会全員協議会記録（平成4年9月28日）

3 横浜環状道路（北側区間）計画について（平成5年8月9日開催）

(1) 団長会議関係

ア 団長会議開催通知（市会庶第223号 平成5年7月2日）

イ 団長会議資料（平成5年7月9日）

ウ 団長会議開催通知（市会庶第260号 平成5年7月26日）

エ 団長会議資料（平成5年7月30日）

オ 団長会議開催通知（市会庶第267号 平成5年7月30日）

カ 団長会議資料（平成5年8月9日）

(2) 市会全員協議会関係

ア 市会全員協議会開催依頼（総総第104号 平成5年7月9日）

イ 全員協議会招集通知（市会議第69号 平成5年8月2日）

ウ 市会全員協議会関係資料（平成5年8月9日）

エ 市会全員協議会記録（平成5年8月9日）

4 横浜環状道路（北側区間）の市計画案について（平成9年5月2日開催）

(1) 団長会議関係

ア 団長会議開催通知（市会庶第469号 平成9年3月17日）

イ 団長会議概要（平成9年3月21日）

ウ 団長会議資料（平成9年3月21日）

エ 団長会議開催通知（市会庶第49号 平成9年4月22日）

オ 団長会議概要（平成9年5月2日）

カ 団長会議資料（平成9年5月2日）

(2) 市会全員協議会関係

ア 市会全員協議会開催依頼（総総第465号 平成9年3月19日）

イ 全員協議会招集通知（市会議第21号 平成9年4月10日）

ウ 市会全員協議会関係資料（平成9年5月2日）

エ 市会全員協議会記録（平成9年5月2日）



《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日                                                                              | 審 査 の 経 過                  |
|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 平成17年11月21日                                                                        | ・実施機関から諮問書及び開示請求却下理由説明書を受理 |
| 平成17年11月24日                                                                        | ・部会で審議する旨決定                |
| 平成17年12月14日                                                                        | ・異議申立人から意見書を受理             |
| 平成17年12月16日<br>(第16回第三部会)<br>平成17年12月22日<br>(第75回第一部会)<br>平成18年1月13日<br>(第77回第二部会) | ・諮問の報告                     |
| 平成18年1月26日<br>(第77回第一部会)                                                           | ・審議                        |
| 平成18年2月9日<br>(第78回第一部会)                                                            | ・審議                        |